明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○民法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（内閣府七）　二
〔省　令〕
○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（総務一二）　二
〔規　則〕
○民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則（国家公安委一）　三
〔告　示〕
○農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部を改正する件（金融庁・農林水産五）　三
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第六条第二項の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者を定める件の一部を改正する件（同六）　三
○水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部を改正する件（同七）　四
○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第三条第二項の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者を定める件の一部を改正する件（同八）　四
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委一六）　四
○除籍が滅失した件（法務一〇四）　四
○戸籍が滅失した件（同一〇五）　四
○登記回復に関する件（同一〇六）　四
○機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針を定める件（厚生労働一三二）　五
○化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針を定める件（同一三三）　五
○農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件（農林水産七〇九）　六
○収穫基準共済掛金率等及び樹体基準共済掛金率等並びに収穫責任保険歩合及び樹体責任保険歩合を定める件の一部を改正する件（同七一〇）　六
○畑作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件（同七一一）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通二八六）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（同二八七～二八九）　七
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録抹消の件（観光庁三）　八
○航路標識に関する件（海上保安庁六六～七一）　八
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛五七～五九）　九
○海上における射撃訓練を実施する件（同六〇）　九
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕　九
内閣府　最高裁判所　九
〔官庁報告〕　九
官庁事項　九
指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示（国土交通省）　九
労　働　九
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　一〇
〔公　告〕　一〇
諸　事　項　一〇
官庁　一〇
財団、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、建築基準適合判定資格者に対する処分関係　一〇
裁判所　一一
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一一
地方公共団体　三〇
教育職員免許状失効関係　三〇
会社その他　三一